

第 15 回人口・社会統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 21 年 6 月 10 日 (水) 10:00 ~ 12:00
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者 阿藤部会長、廣松部会長代理、野村委員、井上専門委員、早瀬専門委員、審議協力者 (財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、国立社会保障・人口問題研究所、東京都、大阪府)、事務局 (乾内閣府統計委員会担当室長、浜東総務省調査官他)、調査実施者 (千野総務省国勢統計課長他)
- 4 議 題 国勢調査の変更について

5 審議の概要

- (1) 阿藤部会長及び各委員の挨拶に引き続き、事務局から諮問第 18 号「国勢調査の変更について」の趣旨、検討の進め方、検討スケジュール等について説明が行われた。
- (2) 調査実施者から、平成 22 年に実施される国勢調査の計画について説明が行われた。
- (3) 委員及び審議協力者から、今回の調査の変更等に関する質問や意見が出され、これに対する回答が調査実施者から行われた。主な質問及び意見並びにこれらに対する回答の概要は以下のとおり。

<調査事項>

今後、老人ホーム等に居住する高齢者がさらに増加すると考える。国勢調査において、高齢者がどういうところに住んでいるのか、老人ホーム等の施設の居住面積はどれくらいなのかといった情報をとらえることが必要ではないか。

老人ホーム等に居住する者については、漏れや重複が起こりやすいと認識しているので、漏れ等がないように、高齢者の実態を正確に把握していきたいと考えている。高齢者の状況に関しては、集計できるものについて、できる限り集計していきたいと考えている。

今回削除される就業時間は、国民経済計算の推計に利用されていると考える。国勢調査の調査事項から削除しても、あまり影響を与えないということを検討した上での対応と考えるが、検討の経緯を説明願いたい。

平成 22 年国勢調査の検討に当たり、各府省に各調査事項の利用状況を照会し、内閣府からは、国民経済計算では全国ベースの就業時間を使用しているとの回答であった。全国ベースの就業時間であれば、他の統計調査でも把握していることから、国勢調査から就業時間を削除しても問題ないと判断したところである。

現在、国勢調査では、失業者等の前職が把握されていない。一方、アメリカなど諸外国では、前職を把握している例があり、国連勧告でも記述がある。国際比較を可能とするためにも、前職を把握することが必要ではないか。

国勢調査で把握する就業状態は、9 月末 1 週間の状態であり、前職を把握しようとす

ると、調査事項を追加しないと難しい。一方、就業構造基本調査では、失業者を含め、前職に関して詳しく調査しているので、こちらのデータを利用していただくのが適当ではないかと考える。

5歳未満の子供の出生地の把握は、将来人口の推計にとって価値のある情報を把握するものであり、非常に評価できる。

「従業上の地位」において派遣社員を把握することは、非常に評価できるが、現在の調査票案では、「契約社員」を「パート・アルバイト・その他」の区分で把握することとしている。しかし、「契約社員」は家計の主な収入を得るために働いている場合が多く、「パート・アルバイト」よりも「派遣社員」に近いと考える。このため、「契約社員」の区分を新設するか、あるいは、「派遣社員」と合わせた区分とすることが合理的ではないか。

国勢調査では、雇用者の内訳において正規か非正規かという基本的な状況を把握することが重要と考えている。非正規雇用の詳細な内訳については、就業構造基本調査などで把握されている。

派遣社員は派遣先と派遣元とで産業が異なるため、国勢調査では、派遣社員のみ他の非正規雇用と区分して把握することにより、「従業上の地位」において、派遣元ベースの産業をとらえるとともに、「勤め先の事業の内容」において、派遣先ベースの産業をとらえることとしている。このため、「従業上の地位」で「派遣社員」と「契約社員」を併せて把握してしまうと、このメリットがなくなる。また、非正規雇用の区分としては「契約社員」のほかに「嘱託」などの区分もあり、国勢調査において、非正規雇用の詳細な区分を設定することは困難である。

いわゆるニートの存在は、今後の労働生産性を考える上で重要なポイントとなるので、国勢調査で把握できないか。職業訓練を受けているかどうかという調査事項を追加できれば、ニートの把握につながるのではないか。

就業構造基本調査では、職業訓練の状況や、普段仕事をしていない方に対する調査事項を多く設けており、同調査で把握することが可能と考える。

<調査方法>

外国人の数については、国勢調査のデータと外国人登録のデータを比較すると10パーセントぐらいの差がある。調査票を受けとっていない留学生の話も聞いたこともあるので、外国人に確実に調査票を配布し、回収することが必要ではないか。同様に、不在がちな学生に対する調査票の回収についても、調査員の一層の努力をお願いしたい。

外国人登録数については、登録を廃止しないで帰国するケースもあるため、実数が多くなる傾向がある。一方、外国人に対する調査は難しいということは認識しており、平成22年国勢調査では、各地域で形成されている外国人のコミュニティの協力を得るなど、地域ごとで、外国人に対する調査を円滑に実施するための取組を行いたい。

インターネット回答方式の導入は評価すべき点である。ただし、他調査の実施例をみると、国勢調査では、初回から10パーセントを越えるような利用率にはならないと考えるが、モデル地域として選定された所では円滑な実施とその評価・検証をしっかりとやっていただきたい。

モデル地域でしっかりとやっていきたい。

ネットカフェや簡易宿泊所で生活している方々が数万人いるとの指摘もある。国勢調査において、これらの方々をどのように正確に把握することとしているのか。

これまでの国勢調査でも、簡易宿泊所などに宿泊している方を把握する仕組みを設けてきており、この実績から、ネットカフェ等についても同様の対応が可能と考えており、調査の漏れがないように対応したいと考えている。

老人ホームや施設等における高齢者が重複して把握された場合、平均寿命等の算出に大きな影響が出る可能性がある。封入提出方式の全面導入等による調査の重複を防止するため、どのような確認を行うこととしているのか。

老人ホーム等に入所している高齢者やワンルームマンション等に入居している若者については、把握漏れや重複につながりやすいという認識を持っている。このため、この点に配慮した「事務要領」及び「調査の手引」を作成することより、都道府県、市町村及び調査員に的確な指導をしていきたいと考えている。

<集計事項>

法務省や厚生労働省の統計でも外国人に関するものはあるが、国勢調査でしか得られない外国人に関する情報として教育水準がある。国の方針として、外国人の高度人材の受け入れを推進しているが、この状況を把握する統計がないことから、国勢調査において集計を行っていただきたい。

国籍と教育の関係を把握する統計については、統計局として集計を行うことができないか検討していきたい。

オーダーメイド集計に関しては、既に平成 21 年 4 月から対応可能となっているとの説明であったが、匿名データの提供に関する計画はどうなっているのか。

匿名データの提供については、この 4 月から統計局実施の他の標本調査で始めたところであり、国勢調査については、その経験を踏まえ、平成 22 年調査終了後に提供が可能かどうかを検討していきたいと考えている。

<産業分類・職業分類>

日本全体の就業者数を把握する上で、国勢調査と経済センサスの関係をどのように捉えればよいのか。国勢調査で世帯から把握する産業別の就業者数と経済センサスで事業所側から把握する産業別の就業者数について、それぞれの役割の相違を明確にする必要があるのではないかと考える。

国勢調査での産業分類のとらえ方はこれまでと変わっていない。これから議論が始まる経済センサス側において、ある程度整理をしていただき、それを踏まえ、必要であれば国勢調査の方でも考えていくことになるのではないかと考える。

勤め先の事業の内容について、「管理事務を行っている本社などの場合」には「管理している全事業所を通じての主な事業の内容」を記載することとされている。海外に工場を移転し、国内では、海外の工場の管理や製品の輸入・販売等を行っている事業所の場合、海外の工場も含めて考えると「製造業」となるのかもしれないが、国内の事業所に限って、事業の内容を判断してもらった方がよいのではないかと考える。

また、産業分類に関して、平成 22 年国勢調査では、「管理業務」の分類を設けないこと

としているが、「管理業務」は国際標準産業分類では大分類として別に設定されていることなどを踏まえると、「管理業務」を分離して把握する方が、将来的に利用価値があるのではないか。

日本標準産業分類の改定に係る統計審議会の答申（平成 19 年 9 月）では、「管理，補助的経済活動を行う事業所」の分類については、「統計調査における実査上の問題点等を把握・検証していく必要がある」とされており、世帯調査ではこれを把握することが難しいという認識の下での答申であったと考えている。また、実際に、世帯に本社かどうかも記入してもらうためには、このためだけに調査事項を追加する必要があると考える。このため、平成 22 年国勢調査については今の形で行うこととしたい。

一方、「主な事業の内容」を判断する対象の範囲は通常は国内の事業所になると思うが、いずれにせよ、紛れがないようにしたい。

<その他>

現在の調査票案は「4名連記式」となっているが、これを「3名連記式」とした場合、複数枚の調査票を必要とする世帯はどのくらい増加するのか。「3名連記式」とした場合、紙面に余裕ができるとともに、文字も大きくできるのではないか。平成 22 年国勢調査での変更は難しいと考えるが、今後の課題として考える余地があるのではないか。

調査票 1 枚でカバーできる世帯の割合についてみると、「4名連記式」の場合は約 9 割であるが、「3名連記式」となると約 8 割程度になるのではないかとと思われる。

不在世帯の増加により、必要な枚数を確認できないまま調査票を郵便受けに入れざるをえないケースが増加していることを考えると、1 枚でできるだけ多くの方の状況を記入できる調査票にしておく方がよいと考える。なお、高齢者の方に対しては、「拡大文字調査票」も作成しており、要望があれば配布することとしている。

不在の可能性が高いのは単身世帯であり、世帯員数の大きな世帯で不在というのは考えにくいのではないか。「3名連記式」の調査票への変更について、今回対応ということではなく、今後考える余地はあるのか。

平成 22 年国勢調査では、これまで「3名連記式」の調査票を検証していないので、採用することは困難と考えるが、その後の調査に向けた検討事項として否定するものではないと考える。

個人情報漏えい事件などもあり、国勢調査に協力しない人も増えてくる可能性がある。今回調査では、報告義務及び罰則を周知する必要があるのではないか。

今回調査では、少なくとも報告義務については、今までよりも前面に出していきたいと考えている。

(4) 次回の部会では、事務局から今回の調査計画についての審査の方向性の説明を行った上で、調査計画の審議を行うこととされた。

6 次回予定

次回部会は 6 月 30 日（火）10 時から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室で開催することとされた。